

## 予算審査特別委員会会議録

日 時 令和6年3月11日（月）

午後1時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 飯田一 副委員長 北村和士  
委 員 武尾哲治 吉田功 中津川定雄 秋田谷光彦 古谷星工人 田代実  
井上栄一 南雲まさ子 寺嶋正  
オブザーバー 議長 平野由里子
2. 欠席者 な し
3. 説明者 執行側 町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・各課長補佐・各係長  
担当職員

### 4. 議 題

- (1) 議案第 22 号 令和6年度松田町一般会計予算について
- (2) 議案第 23 号 令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について
- (3) 議案第 24 号 令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- (4) 議案第 25 号 令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算について
- (5) 議案第 26 号 令和6年度松田町用地取得特別会計予算について
- (6) 議案第 27 号 令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について
- (7) 議案第 28 号 令和6年度松田町上水道事業会計予算について
- (8) 議案第 29 号 令和6年度松田町寄簡易水道事業会計予算について
- (9) 議案第 30 号 令和6年度松田町下水道事業会計予算について

### 5. 審議の内容

委 員 長 皆さんこんにちは。委員各位には定刻までに御参集頂き御苦労さまです。ただいまより、予算審査特別委員会を開催いたします。予算審査特別委員会の委員長を務めます飯田一です。副委員長は北村和士くんが務めますので、よろし

くお願いします。

予算審査特別委員会委員は、議員から11名選出されております。本日の特別委員会委員は、委員11名中11名が出席し、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。 (13時00分)

なお、議長はオブザーバーで出席していただいておりますので、このメンバーで進めてまいりますので、よろしくお願いします。

お知らせします。議会事務局より写真撮影とパソコン使用、議事録作成のため録音の申し出がありましたので、許可をいたしました。御了承願います。

町長並びに議長がお見えですので、御挨拶を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。町長お願いします。

町長 午前中の御審議ありがとうございました。令和6年の全9会計…予算審査特別委員会開催していただきまして、誠にありがとうございます。慎重なる御審議を頂いて、…次第ということになりますけども、町民の皆さん方に早く町民サービスを届けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、一方で午前中もちょっとお話ししましたけども、3月11日となりますので、これから午後の14時45分にサイレンを鳴らしますので、もしよければ皆さんに黙祷を捧げていただければというふうをお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。議長お願いします。

委員 長 午前中に引き続き皆様お疲れさまでございます。今回は初めてこの予算審査特別委員会の中に、一般会計だけではなくて特別会計も一緒にやるということで、審査を初めてのやり方で、私どもも慣れない部分があるかもしれませんが、皆さんでしっかりとチェックをしながら進めていただければと思います。よろしくお願いします。

委員 長 ありがとうございます。町長におかれましては、副町長以下の職員に任せるとのことで退席いたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

町長は、何かありましたらお呼びしますので、自席で待機をお願いします。

なお、本日の特別委員会は、一般会計の歳入は政策推進課、総務課、税務課は係長以上を、そのほかは課長職の出席をお願いし、歳出は例年どおり係長職以上の出席をお願いしてあります。

お諮りします。審査方法はどのように行ったらよろしいでしょうか。御意見のある委員の方はお願いします。審査方法についていかがですか、本日の。

寺 嶋 委 員 一般会計と特別会計あるんですけども、一般会計のほうはね、先にね、審議をしていただきたいと思います。それで、歳入は一括で、あとは委員長の思案でね、歳出のほうは分けていただいて、審査をね、したほうがよろしいかと思ひます。以上です。

委 員 長 はい、ありがとうございます。それとですね、ほかに御意見は。よろしいですか。

田 代 委 員 一般会計については、2月15日で当初予算の概要というのが配られています。この中で、特に6年度の目玉事業が、これ歳出の面なんですけれども、新規事業とか重点とか、または拡大、この辺がやっぱり審議の一つのポイントになるんでね、こういった事業に対しての歳出については質疑、それとあと特別会計については全般でよろしいかと思ひます。よろしくをお願いします。

委 員 長 今、田代議員のほうから意見が出ました。先日配られました当初予算の概要を中心にやっていきたいというふうなことだと思ひます。そういうふうな流れの中でよろしいでしょうか。

井 上 委 員 おおむねですね、一般会計は最後にですね、総括ということで、歳入、12番議員の言われるようにですね、歳入は一括で、あとは款ごとにと。最後に、一般会計の最後に総括をとということで、そこで一般会計は。特別会計、企業会計につきましては、その会計ごとで審議をとということで考えております。

委 員 長 今、9番議員から、流れについて、こういうふうにしたのがいいんじゃないかというふうなことの意見だと思ひます。それでよろしいですか、そのように取り計らって。

(「異議なし」の声多数)

それから先日ですね、全員協議会の中から、1人1回につき質問2個までと

いうふうな意見出されました。この辺はいかがですか。

寺嶋委員 2個というのは、区切った中での2個という、そういう意味ですね。

委員長 そう、そうです。ええ。

田代委員 原則はそのようなことでよろしいかと思えますけれども、そのときの進行状況、それ辺りと、あと委員の皆さんの意見の出具合で臨機応変に進めていただければと思います。以上です。

委員長 それでは基本的には2件までというふうなことで、場合によってはということ。

井上委員 2件というのはよく分からないんですけど、箇所が2か所ということですか。同一項目の中で2か所。同一款内とかね。歳入の中で2か所。

委員長 そうです。

井上委員 あまりそこはね、制限をしないで、2か所以上ある場合もあると思うので。

委員長 だから基本的には2か所というふうなことで、それ以上ある方は。よろしいですか。

井上委員 では、その辺については自由ということの理解でよろしいですか。自由ということよろしいですか。

委員長 まあ自由というか、一応歯止めとして2個ぐらいで抑えてもらって、それでも間に合わない場合にはやむを得ないでしょうというふうなことで、理解していただければいいかなというふうに思います。よろしいですか。

では、まず例としましてですね、一般会計予算の歳入、町民税から町債まで、ページで言いますと14から37までですね、これを一括。歳出は款別に行い、議会費、総務費、ページ38からページ77と職員の入替えの関係で、民生費の災害救助費、ページ94、95。土木費の住宅費と消防費、ページ142から149までを一括。民生費、衛生費、ページ78からページ109までを一括。農林水産業費、商工費、土木費、ページ108からページ143までを一括。教育費、公債費、予備費、ページ148からページ197までを一括。一般会計予算の全体を通じての質問と総括事項、5特別会計予算、3企業会計という順で審査をしていきたいと思いますが、このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。一般会計予算の歳入は一括、歳出は款別、そして総括事項、特に特別会計予算、企業会計予算。特別会計予算、企業会計予算については、関連する課のときに併せての順に審査を…いいの、これは。

もう一回じゃあ報告し直します。一般会計予算の歳入は一括、歳出は款別、そして総括事項、次に特別会計予算、企業会計予算の順に審査させていただきます。

説明員の方にお願ひ申し上げます。答弁につきましては、一般会計予算の歳入については出席職員で対応してください。歳出は係長を中心にお願ひします。補足説明や、係長等の答弁が誤解を招く場合などは、課長補佐または課長が答弁をしてください。また、回答が難しい質問については課長に答弁をお願ひします。質問に対しては、ハンドマイクを使用し、所属名と名前を言ってから質問に明確に答えていただくようお願いいたします。款ごとに休憩を取りますので、担当した部分が終わりましたら、職員は退席していただいて結構です。

委員各位へお願ひします。議事録作成のため、発言の際には議席番号と名前を言っていただき、質問箇所のページと質問要旨ということでお願ひします。効率よく進行するために、一問一答方式の質問は御遠慮頂き、質問につきましてはまとめて行ってください。具体的には、ページと質問内容を次々に質問してください。職員は、質問内容の順番に沿って次々と答えてください。

それでは審査に入ります。一般会計の歳入は一括審査とします。14ページの町税から37ページの町債までの審査を行います。御質問のある委員は挙手をお願ひします。

寺 嶋 委 員 2点ほどですが。町税の中の個人町民税、増収になっておりますけども、その中でね、所得割が、所得割で1人当たりの見込額ですね、5年度、6年度、前年と対比してどのぐらいになってるのか。それから納税者数ですね、その絡みで。それをお聞かせください。それからですね、滞納なんですけどもね、毎年同じような350万円ということでありまして、この収納率を上げるとかということですね、滞納繰越分も含めての収納対策について伺います。

2点目は、ページ21、教育使用料の増額要因ですね。この学校施設、体育館、生涯学習センター等についてですね、これは値上げによるものなのかお伺いします。それと利用者数の推移はどう見ているのかお伺いします。以上です。

町 民 税 係 長     まず、個人の町民税のほうにつきましては、所得割におきましては令和5年度予算のときにはですね、1人当たり11万1,500円という数字をベースにしております。それに対し、令和6年度予算では11万5,000円ということで、1人当たりの単価を上げて計算のほうをしております。

また、人数につきましては、令和5年度が5,227人であったものに対して5,122人ということで、人数については現在の、現在…失礼しました。現在の部分で、令和5年度の課税等を比較しながら減少するという見込みでもって算出のほうをしておりますが、所得割のほうが金額を上げて算定しておりますので、結果的には均等割については増えて…ごめんなさい。所得割については増える結果となっております。

また、併せまして滞納繰越分の350万という予算につきましては、毎年度約900万ぐらいが滞納繰越分の調定となっておりますけれども、こちらについては執行停止、いわゆる生活保護を受給し始めたとか、所得、退職によって就労ができなかったりして退職し、今まであったものが、収入が得ることができなくなったといったような方がいたりして、実際にその1,000万…900万ぐらいの調定の中には、実際に納めることが今はもう難しいといった方が含まれております。もともとこの滞納繰越分、個人町・県民税については平成30年度の調定額といたしましては2,000万ほどありました。毎年毎年収納率を少しでも上げる取組をした中で、令和4年度については調定といたしまして923万3,823円ということで、そこまで減らしてきている結果もあります。滞納繰越分についてはそういった形で調定そのものも納めることができない方、なかなか厳しいという方の割合も増えてきてますので、毎年収納率を上げる努力はしておりますけれども、なかなか数字としては上げづらいというところもありますが、今のところ調定額といたしましては900万円前後も来年度以降推移できるように鋭意努力しておりますので、滞納繰越分については350万ということで、前年に引き続き

ということで算定をさせていただいたところです。以上です。

委員 長 収納対策については。

町民税係長 収納対策の具体的な部分につきましては、まずは預金調査による預金の差押さえ、あとは給与の調査による給与の差押さえ、そういった個人が持っております財産のほうを差し押さえる形で、収納対策については取り組んでおります。以上です。

委員 長 次は20ページの教育使用料でしたっけ、値上げの件について。御質問は。

教育課長 教育使用料につきましてはですけども、来年度…御質問の、すみません、内容、教育使用料について、町の体育館であるとか、生涯学習系の事業の中で値上げをしております。各施設ごとに見直しをしまして、収入、見込める収入を計上しているというところでございます。

委員 長 使用者数の推移はいかがですか。

教育課長 利用者数、利用者数については特に、金額のほうで計上しておりますので、利用者数の推移というのはほぼ同数を見込んでおります。以上です。

寺嶋委員 それでは再質疑ですが、個人町民税の所得割ね、今後増えるという見込みで大幅に、1人当たり11万5,000円の所得というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

あとですね、繰越滞納分が約900万円の中で、そのうち滞納、収納はね、350万程度、ここ数年はね。それ以上あまり入らないような見込みと思うんですけども、収納率がね、99%なんですよね。そうした場合、1%でも残れば大体500万ぐらい、5億のうちの500万は残ります。それでまたさらに滞納が四、五百万やれば、やっぱり900万、1,000万近くのね、滞納というのはそうほとんど減らないわけですよ、今の推移で行くと。だからその辺をね、じゃあどうやって減らすのよというふうなところをね、お聞きしたいです。収納対策ということで今ありましたけども、収納の形態、税金をね、納めてもらう形態なんですけども、ほとんどの方が口座振替というのが多いと思うんですけども、そのほかにね、やっぱりキャッシュレス化とかね、そういうのも含めて滞納金額をね、減らす、そういう努力もしなきゃいけないと思うんですけども、その対応に

ついて伺います。

それからまだね、2つだよね。教育使用料の、については要因としては分かりましたけども、ただ、生涯学習センターのホールですよ、大ホールといたすか、これはほとんど無料が多いので、有料のそういうケースがほとんどないんじゃないかと思うんですよ。逆にね、値上げしたことでホール使用料は減るんじゃないかなという気がしますけども。ですから、人数としては伺ったんだけど、人数は出せないの、使用件数というんですか、そういうところでね、やっぱりたくさん利用してもらう、そういうところの対策はいかがでしょうか。以上をお伺いします。

町 民 税 係 長     まず1つ目の質問につきまして、所得割の11万5,000円につきましては、こちらではですね、算定に用いる数字でございまして、この後寄附金控除とかですね、調整控除といった部分を差し引いてございまして、また、現年である、現年の目標である収納率99%を掛け合わせる形で算定のほうは行っております。

続きまして、滞納繰越分の収納対策につきましては、現年課税分、滞納繰越分と、毎年度毎年度それぞれ発生する中で、それが同じような方が残り続けるという形ではなく、1年間を通じた取組の中で古い分を徴収し、新しい部分のほうが出てくるといった中で、人や金額については常に動く形で推移のほうはしております。ただ、どうしても金額的には全ての方を徴収することができず、取組のほう少し遅れてしまう。例えば転出してしまっていて所在が分からなくなっているといった形で、年度内に調査が行いきれずに処分をすることができないとか、そういったこともございます。ただ、そういった方が常にその状態を維持し続けて滞納繰越分として残るわけではなく、翌年度の新たな調査によって、例えばお給料の、お勤め先が分かって処分を行うといったのを常に繰り返し行っていく中でやっておりますので、数字については誰がというところは出ておりませんので、分かりづらいとは思いますが、そういった取組を常にやってきているというふうに考えております。

また、キャッシュレスの納付につきましては、今、QRコードのほうは税金については表示される中で、クレジットカードの納付であったり、スマホでの



決済であったり、そういった納付方法については以前に比べて大分拡充ができたと考えております。今後そちらのキャッシュレスの拡充については、一旦ここで広がった部分で、これ以上をさらに広がる予定というのは今のところありませんけれども、納付方法が少ないから納付できないといったことはないんじゃないかと考えております。以上です。

教 育 課 長 2点目の生涯学習センターの利用の関係で御説明をさせていただきます。確かに議員おっしゃるように、生涯学習センターを利用する際に減免の規定がございます。令和4年度の実績なんですけれども、100%減免をしているので、もし仮に例えばそれを取れたとしたら、大体100万円ぐらい取れたんじゃないかという、取れたという試算が出ております。そういったものを抜かして、令和4年度の実績で約240万ぐらいの利用料というか、使用料を徴収することができております。合計しても350とかそのくらいなのかなというところで試算をしているところがございます。一方で、新たな取組としてスポーツライミング、いわゆるボルダリングですね。それが年間25万ぐらい、26万ぐらいですか、令和4年度の実績であるというところで、そういった新たなものを伸ばしつつ、施設の利用の本旨である町民の福祉の向上、生涯学習の向上というのをやはりありますので、そこら辺は減免の規定と合わせながらバランスよく利活用していただきたいというふうに考えているところがございます。利活用の促進というのはやはり課としてやっていかなければいけないんですけれども、一方で生涯学習の本旨に基づいて利用をしていただくというところで取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

寺 嶋 委 員 終わります。

委 員 長 ほかにございますか。

井 上 委 員 2点お願いをいたします。歳入のですね、ページ14ページ、町税があります。これにつきましてですね、令和4年度決算と5年度前年度予算額、本年度と見ますとですね、減収、減少をしているということで、数字的には捉えます。町税、町民税、固定資産税における減収の傾向及びですね、今後の見込みはいかがでしょうか。

それに対応しまして、ページ18ページにですね、地方交付税があります。地方交付税の中にもですね、やはり町税部分がですね、と交付税の算定の基礎としての需要額の中に入ってきておりますので、町税が減収をしたことによつてですね、前のそういう算定の部分としては、町税はですね、需要額の中に75%としてですね、算定をするということがありましたので、町税が今後減収をしていくとするとですね、地方交付税に対する交付税の積算の見込みとしてはどういうふうに考えるのか。

その地方交付税におきましてもう一点ですね、令和6年度から下水道がですね、企業会計化、企業会計の予算となったと。それに伴つてですね、交付税算入の中に積算の科目として下水道費があったと思います。その下水道費というのは、私の記憶では公債費の中で、下水道に対する元利償還金がですね、その基礎数値となっていたというふうに記憶しておりますので、その辺が適正なものなのか。下水道の企業会計化の中でですね、やはり町が元利償還金の財源として一般会計から繰り入れをするということで、その辺がですね、変動をすると、下水道の会計の考え方として大分それに対する補填をしていかなければいけないというふうに考えますので、一般会計地方交付税においては下水道の交付税算入がどういふふうな状況にあるのか、その2点をお伺いをいたします。

町 民 税 係 長

まず、町税の今後の見込みというところで、それぞれの税目ごとに順番にちょっと説明をさせていただければと思います。まず、個人の町・県民税につきましては、所得割のほうは先ほど説明したように、令和6年度の予算で上げているという形にはなりますが、令和7年度以降につきましては所得割の大きな上昇するとか下降するという予測はですね、今のところ予測というか見込みがないので、おおむね横ばいで行くものではなかろうかということで考えております。ただ、人数につきましては、人口ビジョンにもありますように、わずかながらも少なくなっていくという見込みがありますので、結果的に単価が変わらないとしても、人数に伴う減少が今後は起きてしまうのではなかろうかと思っております。

続きまして、軽自動車税のほうになりますが、軽自動車税につきましては

税制改正がされた中で主にですね、乗用軽自動車の部分が7,200円から1万800円になっているというところがございます、まだ旧税率の車を保有されてる方がいらっしゃいます。この方が基本的に軽自動車を持ち続けるという想定で行くのであれば、旧税率から新税率に切り替わっていくという部分の増加分というのが見込めますので、今後しばらく5か年ぐらいは旧税率、新税率による増加分というのが見込めるということで、保有台数については、基本的には生活が大きく変わらない限り軽自動車を持っていくという方が、そこまで大きく減少するとは思ってはいませんので、5年間ぐらいは増えていく見込みで、その後は横ばい、ないしあとは人口減による部分で、行く行くは少し下がっていくという見込みで考えております。

続きまして、たばこ税のほうになり…あ、固定資産、はい。では代わります。

資 産 税 係 長

固定資産税についてお答えします。固定資産税につきましては評価替えという制度がありますので、3年に一度価格を見直すという制度がございます。その関係で、土地、家屋、償却資産という3種類の対象があるんですけども、ちょっとこれで順番に説明差し上げますと、土地については現状ですね、まだこの県西地域のところは価格が下落傾向にありますということで、徐々に下がっていった状態です。ただ、下がり幅はこのところ緩やかになってきているという傾向がありますので、場合によっては今後上昇することもあり得るかなとは思いますが、当面の間はまだ下落しているというような状態です。

家屋については、3年間は基本据え置きというようなことがございますので、まず基準年度で評価で、まず年数がたちますので価格は落ちます。がくんと落ちてるのが令和3年度で落ちて、今度は令和6年度の予算でまたがくんと落ちるようなイメージです。据え置き年度というその中間の年度につきましては、家屋の評価額は下がりにませんので、原則新築分、またはその新築したときに、基本的にはその3年間は税額が半分になるというような制度がございますので、その新築の軽減切れというようなことで収入額が増加しますと。要は令和3年ですと家屋のほうは下がって、4年、5年と上がってきて、また6年でまた下がると。そういうような動きになってます。

またあともう一つ、償却資産というのは、企業ですとか個人事業主さんが投資したもの、事業に使う資産について、こちらのほうも投資分に応じて課税しますので、その年によって投資が多かった、少なかった、こういうのは社会の景気とかにも左右されるものですので、収納率としては大きく変わってないんですけれども、土地と家屋と、あと償却資産の性格上、増減をしているというような状況でございます。

財 政 係 長 地方交付税のことにつきまして、2点御質問がありました。1点目、町税の減がどういうふうに地方交付税に影響するかという点でございますけれども、町税が減ると基準財政収入額というものですので、地方交付税上算入されてございまして、税が減ると交付税の交付額自体は増えるという一般的な論がございまして、ただですね、先ほど税務課の井上からありましたとおり、基本的には横ばいというふうに見てございます。推計上はですね、この間、先日御説明しました推計上は、人口減のほうは見込んでございまして、そちらのほうで交付税の収入額が減るというふうな見込みで交付税の算定を試算、算定というか試算ですね、試算をしております。

2点目、下水道費、交付税上の下水道費がどのような推計のことになるのかというところでございます。下水道についてはですね、基準財政需要額のほうで下水道費として主に元利償還金、先ほどおっしゃった公債費のほうで交付税算入がされてございます。今回下水道の会計がですね、企業会計になりますけれども、企業会計になったからといって何ら変わりなくですね、交付税のほうは算入がされます。ただしですね、ここ最近下水道会計のほうですね、起債の償還が進んでございます。起債の償還自体が進んでいるので、下水道費に算入される額も、ここ数年ですと平均500万から600万ペースで基準財政需要額に算入される額が減っているというふうな状況でございます。以上でございます。

井 上 委 員 ありがとうございます。町民税としてはですね、収入ベースでは平均的な税収としては同じなんだけれども、町・県民税のほうでは人数が減少するというので、減少をするという説明だったと思います。金額とかパーセンテージでどの程度、令和4年度決算であと5年度の予算、6年度の予算ということの

数字はあるんですけども、5年度分のですね、決算見込み等からですね、幾ぐらい減少するのか、パーセンテージで何%ぐらい減少をした予算が令和6年度の予算となっているのか。そこが分かればですね、それでお聞きをしたいと思います。

町民税係長 今の質問の所得割の人数につきましては、前年度が5,227人に対して、それが見込みですね。見込みに対して5,122人ということで、105人ぐらいの減少として今回は算定をしております。

井上委員 税額は分からない。税額が幾らぐらい減ったのか。いや、分からなければいいですよ。分からなければ後でいいですよ。

町民税係長 すみません、税額のほうが634万ぐらいのマイナスとして。

井上委員 昨年度が。

町民税係長 あ、プラスですね、ごめんなさい。634万のプラスになっております。

井上委員 増えてる。

町民税係長 5年度予算と6年度予算の所得割の部分です、はい。

井上委員 はい、分かりました。終わります。

委員長 ほかにございますか。

南雲委員 31ページなんですけれども、31ページの中段で、まち・ひと・しごと創生寄附金が10万円ということで、これ企業版ふるさと納税だと思うんですけども、とても何か消極的な予算と思われるんですけども、これに対してのお考えを伺います。

それから33ページ、一番下段の自主事業収入が240万円となっていますけれども、これが前年度…ごめんなさい。前年度が240万円で、今年度が299万5,000円で59万5,000円のプラスということで、もう少し、1事業を増やすことによってもう少し増えるのではないかと思うんですけども、これに対してのお考えと、6年度の自主事業はもう決まっているのか。もし決まっていれば、どのような事業か伺います。以上です。

定住少子化対策係長 今、予算書31ページにございます、まち・ひと・しごと創生寄附金10万円の予算で御質問頂きました。ここのですね、寄附金につきましては、寄附の最低

の単価といたしますか、ものがですね、10万円から寄附をあげられるということ  
ございまして、1件多く計上しているということでございます。年度途中にで  
すね、もちろん、こういった形で寄附を賜ることができましたら、その都度で  
すね、増額で補正予算を編成させていただければと思っております。これは、  
最低限の1件を見込んでおるということで御理解頂ければと思います。以上で  
ございます。

教 育 課 長 生涯学習センターの自主事業の件でございます。自主事業そのものは、昨年  
度と同額の240万、そのほかに、宝くじ文化公演事業というのがございまして、  
こちらのほうは、宝くじの収益金を原資にいたしまして、仕組みといたしまし  
ては、チケットの約半分かな、チケットの何割かの金額を、その宝くじのほう  
で補填していただいて、本来でしたら例えば4,000円かかるところを、仮に  
2,000円補助していただければ、自己負担は2,000円で何か見れるというもの  
で、実は8月に一応「白雪姫」という、劇なんですけども、そちらを実施予定  
でございます。自主事業につきましては、自主事業を増やせば収益が上がる  
というのは、そのとおりなんでございますが、なかなか、この部分が自主事業  
を増やしても、結局収益も上がるけれども、その分、例えばいい人を呼べば、  
その分お金かかるとかっていうところの、なかなかバランスが難しくてです  
ね、ここ数年来、頭を悩ましているところでございます。今年度につきましては、  
まだ誰を呼ぶとかっていったものは決まっておられません。以上でございま  
す。

南 雲 委 員 まち・ひと・しごと、企業版ふるさと納税なんですけれども、ぜひ進めてい  
ただきたいと思います。それから、今の自主事業なんですけれども、やはり、  
これあまり早くても決まらないと思うんですけど、やはり早めに手を打ってい  
くってということも大事ですので、やはり積極的にね、計画して進めていってほ  
しいと思います。以上です。

委 員 長 ほかにございますか。

田 代 委 員 ページで言いますと14ページ、町税をお願いいたします。固定資産税の分  
です。固定資産税が前年比1,678万7,000円、これ減少してしまったのは、先ほど

の回答で、主に土地が下落傾向だと、その辺の額かなと感じています。

私のほうでお聞きしたいのは、その下の繰越金の800万です。委員長、ちょっと相談なんですけども、委員長さん。私のこれからの質問は歳入が主なんですけども、支出にも関連した歳入なんですよ。支出にも関連した歳入なので、若干支出のことを聞いて、歳入についてどうだというふうに組み立てたんですけども、そのように質問してよろしいでしょうか。そのことがないと答えにくい。だから、支出の一文をちょっと引用して質問したいということなんですけども、よろしいでしょうか。

委員長 歳出は。

田代委員 しないです。ですから、支出ではしない。ここでまとめて。

委員長 歳入だけ

田代委員 そうそうそう、歳入で今の質問まとめますので。

委員長 はい、どうぞ。

田代委員 では、税務課の方、87ページをお願いいたします。違った違った、ごめんごめんごめん、これは73ページだ。すみません。73ページです。(2)の収納対策事業、ここの役務費、手数料の下、相続財産管理人選任手数料100万6,000円ですね、計上してあります。これについて、数年前からこの事業始まったと思うんですけども、そのときの説明では、不動産、土地や建物があって、その持ち主が亡くなって、登記されてない。登記されてないと、払う権利ないんで、弁護士とか司法書士に依頼して、新たな持ち主を決定して固定資産税を払っていただくと。または、売買等が上がった場合には、そういった場合でも、何か協力して処分して、お金を頂くようなことで予算計上された。新たな取組としてされたというふうに私は解釈したんですけど、まず1点目はそれで間違いないかと。

2点目が、今回800万滞納繰越分に固定資産が入っています。そういった方法でやった場合に、今回の予算書で100万円かけて相続人探して、それで滞納整理をして固定資産税を取りたいということだと思うんですけども、今回は、100万に対しての費用対効果、どういう形でやって、それで幾らぐらい上がるかと、

それが私、この滞納繰越の800万につながるのかなど。個人町民税と比べて建物とか土地は、非常に後に引きずりますのでね、こういった取り組みっていうのはすばらしいと思うんですよ。その事業成果っていうか、そういう積算はどうかと。支出の内訳と、じゃあ、これをやったら幾らぐらい入るんだよと、そういったことで質問したいと思います。御理解頂けましたか。

次が2点目です。31ページです。今、前者の南雲委員のほうからも質問ありましたけれども、私も、ふるさと納税応援寄附金ということで質問いたします。先日の補正予算で増額されて、多分1億3,000万ぐらいになったと思います。今回、1億2,000万だか3,000万に、今回と同じぐらいの予算だったと思うんですけど、今回、前年対比で1,000万余分に見てます。これについて、どういった要因で1,000万増えたのか。極端に言うと、先日、鈴木課長の答弁ですと、ゴルフ場のグリーンフィーですか、それを返納品にしたら結構増えたよと。それが補正で見た要因だよと、こういったものなのか。それともまた特産品事業で、いろいろな特産品を開発していると、返礼品のメニューをね、多くして1,000万増やそうと。どういった形でこの1,000万を増やしたのか、その要因についてお願いしたいと思います。以上2点です、よろしくお願いします。

資産税係長 先ほどの御質問に、ちょっとお答えします。まず、相続財産管理人ですね、の制度としましては、町内で財産をお持ちの方がお亡くなりになって、登記名義を変えとかではなくてですね、皆さんが相続放棄をしましたと、相続放棄を全員がしますと、課税できる相手がいなくなりますと。そうしますと、亡くなられたときに、そもそも課税されてたものが滞納になっている場合もありますし、なっていない場合もあります。というのと、あとは翌年度以降の固定資産税課税をどうするかというのを、解決を目的としたものです。また、ちょっと一部については、空き家とかがありますと防災・防犯上よろしくないですとか、環境上もよろしくないというのがありますので、その辺をトータルで考えてますので、一概には、これをやったことでその100万円を回収するという、即時に回収という形にはならないような状態になってます。令和2年にですね、3月に、初めてこの制度を使ってやりました。その中の手続上で、滞納になっ



てるものは完納になって、またその後も、資産を結構持たれてる方でしたので、何十万かという単位で、その後、課税はできてるような状態ですけれども、実際にはまだ売り残っているような財産もございますので、決着がついてない、4年間かかっても、まだ決着ついてないような状態です。というところもありますけれども、今は、これどうして、これ上げてるかという、先ほど申し上げました、トータルで考えて、今後の課税と、あとその他の要因を考えて、事案ができた場合に、これを使用して即座に対応するというような目的でおりますので、令和5年度も、これ予算計上してますけれども、対象はですね、ちょっとなかなか選定が難しいので、執行できてないような状況ではありますが、今後もこういった、町に対するよくないことを解決するのと、また将来的には課税ができるというような目的を持って計上しているものですので、即座には入らないですというようなことでお答えします。

定住少子化対策係長 予算書ページ31ページ、寄附金、ふるさと応援寄附金1億2,000万円に関する御質問かと思えます。前年度1億1,000万円に対しまして、今回1億2,000万円ということで1,000万円ほど増額させていただいた、その要因という御質問かと思えます。さきの3月議会の中でもですね、今年度の補正予算出させていただいたとおりの答弁と同じなんですけれども、ゴルフ場が好調だということ、そしてですね、プロモーションの商品、開発してですね、それをふるさと納税の返礼品に追加しておりますけれども、そちらも好調であったというようなことがございます。次年度もですね、そういったところを頑張っていきながらですね、1,000万円ほど予算は上げて計上させていただいたというところがございます。以上でございます。

田代委員 回答ありがとうございます。初めに、ふるさと応援寄附金のほうで再確認させていただきます。今現在の、去年の11月から12月の予算編成で、そのときにゴルフ場のグリーンフィーのふるさと返礼品が好調だったと。それを上乘せしたと、そういう考えでよろしいですね。あと、企業版のほうは、どうなるか分からない。ですから前年どおり見たと。今年度の、たしか100万だよ、40万だから20万を100万に実績あったよね、補正で。若干違ったらごめんなさい。ただ、企

業版のふるさと納税のほうは、読み切れないと。ですから前年どおりだと、そのような解釈でよろしいですか。（「おっしゃるとおりです。」の声あり）はい、分かりました。

次に、初めの関係の、相続財産の関係ですか。本当、地味な仕事だと思うんですけども、今お話のあった空き家対策とか防犯とか、そういうのにも関わりますので、ぜひ進めていただければありがたいと思います。

そこで一つね、分からないのが、4年の決算書を見たんですよ。令和4年のここの決算書で、相続対策とは出てないんですけども、収納対策事業で、手数料で1万218円出てるんですよ。多分これが、同じ位置にあるんで、今の相続対策の関係かなと思うんですけど、この関係はいかがでしょうか。何かアクションは起こしたんですけど、それ以上、進まなかったのかなって感じでしたんですけども。

委 員 長 いかがですか。

資 産 税 係 長 すみません。令和4年の決算ということですよ。ちょっと、すみません、今ここでは、すぐ今、分からない。

田 代 委 員 結構です。

委 員 長 後ほどで。

税 務 課 長 こちらの手数料につきましては、滞納者に係る各銀行への預金調査の手数料ということで、ちょっと内容が異なります。

田 代 委 員 1万218円は銀行の通知の手数料ということで理解させていただきます。先ほどの話で、令和2年3月に初めて行ったと。その説明をね、当時、私、お伺いしたような記憶があるんですよ。結論的には、そのときの話だと、相続人が放棄していただいて、売れるっていうケースもという説明もありましたよね。今回は売って、一部を売って滞納を完納してもらったと。ただ、それ以外に、その一部以外にも、ほかにも土地があるから完結してないと、そういう解釈でよろしいですか。

はい、では引き続きね、そのとおりだって言うから、時間もつたいないですから。引き続き、残りのこの土地についてね、整理していただいて、進めてい

ただきたいということで、非常に目立たなくて大変な仕事かもしれませんが、いろんな面で町にとってね、メリットのある仕事ですので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

委員長 ほかにございますか。

中津川委員 30ページ、31ページのところなんですけれども、財産貸付収入がですね、前年度に比べて730万円ほど増額になっています。説明のところを見ますと、土地の貸付収入と建物の貸付収入とあるんですが、この今回730万ほど増えた、貸付料が増えた、上段、貸付の面積が増えたっていう部分ですけども、ちょっとその主なところ、どの辺が何平米ぐらい増えたのかっていうのが1点。

それから、土地の貸付についてはですね、いわゆる借地料の算出方法、どのようにされてるのかな。あとは、建物の場合の、その建物貸付の料金の考え方、その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、当然、休有町有地を貸し付けてるわけだと思うんですけども、町全体で今、休有町有地がどのくらいあるのかなと、その辺をちょっと確認をさせてください。

管財係長 ただいまの財産貸付収入についての御質問にお答えさせていただきます。こちら、土地貸付収入と建物貸付収入ということで、幾つもの、たくさんの貸付ございまして、それぞれ増減あるものでございまして、一番この増額の大きな要因といたしましては、旧寄中学校の貸付が、これ始まったということで、こちらがですね、土地・建物計855万5,554円増額となっております。こちらの算定方法につきましては、借地料につきましては、近傍の土地価格に面積を掛けるというのを基本にしております。建物につきましては、建物の評価額を基に算定しております。財産、数につきましては、ちょっと手元に今、資料ございませぬので、すみません。

中津川委員 建物貸付については、旧寄中ということで、これが今850万ということですけども、土地のほうは、今回735万…あ、730、1,500万、あ、500円増えてるんですけども、寄中の貸付が令和5年度途中までで、令和5年度は途中でもう、なくなっちゃったのかな、2月で撤退しちゃった。ああ、そうか、分かりまし

た。そうすると、ほとんど土地の貸付については増えてないというような理解でよろしいですかね。はい、分かりました。町の町有地、休有町有地がね、結構あると思うので、有効にですね、活用していただいて、財産収入これからも増やしていただければと思います。終わります。

委 員 長 ほかにございますか。

ないようですので、歳入は終了してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、歳入の部分は終了します。

暫時休憩します。その間に入れ替えをお願いします。再開は2時20分。2時20分から再開します。 (14時04分)